

平成29年度 監査委員事務局  
組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)	E 目標の達成評価	F 目標の達成度	G 今後の取り組み
組織の基本方針又は使命	今年度取り組む事項	どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	重点目標項目を実現するため行う活動や手段	目標の達成状況や成果の評価(できるだけ定量的に記入)	※目標の達成度の区分(「B重点目標項目」単位での評価)	目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
【監査委員事務局】 適正かつ効率的な行財政運営と事務事業の改善に資する。	1. 定期監査	・地方自治法第199条第1項及び第4項に基づき、財務に関する事務の執行等が適切に行われているか監査を実施する。	・事前調査、本監査、結果報告及び公表の順に実施する。 ・監査対象部局 経済環境部・農業委員会事務局、市民部、消防本部・消防署	・次のとおり、定期監査を実施し、結果を報告及び公表した。 4～8月 経済環境部 農業委員会事務局 8月～12月 市民部 11月～2月 消防本部・消防署	A	
	2. 例月現金出納検査	・地方自治法第235条の2第1項に基づき、各会計における各種帳簿の計数確認及び公金保管状況が適正であるか継続して検査する。	・事前調査を行う。(支出命令書検査・事前資料確認・残高証明書と照合等) ・毎月26日に検査を実施する。(資料説明・通帳と照合等) ・市長等へ結果を報告する。	・毎月原則26日に、検査を実施し、結果を報告した。 ・手持ち現金を保管している所属については、公金管理マニュアルに基づく運用が行われているか、現地確認を行った。	A	
	3. 決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率審査 資金不足比率審査	・地方自治法第233条第2項等に基づき、審査に付された決算書等の計数が正確であるか、事業の経営等が効果的に行われているか等を審査する。	・事前資料の確認を行う。 ・全所属にヒアリングを実施する。 ・意見書の提出及び公表を行う。	・次のとおり、決算審査等を実施し、市長に意見書を提出した。 5月 実施通知 6～7月 所属別ヒアリング 8月 意見書調整 9月 意見書提出	A	

平成29年度 監査委員事務局  
組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)	E 目標の達成評価	F 目標の達成度	G 今後の取り組み
組織の基本方針又は使命	今年度取り組む事項	どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	重点目標項目を実現するため行う活動や手段	目標の達成状況や成果の評価(できるだけ定量的に記入)	※目標の達成度の区分(「B重点目標項目」単位での評価)	目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
	4. 随時監査(工事)	・地方自治法第199条第5項に基づき、工事の計画、設計、積算及び施工等の各段階において、法令等に準拠し、適切且つ効率的に執行されているか等を監査する。	・工事技術調査を実施する。 ・報告書の提出及び公表を行う。	・次のとおり随時監査(工事)を実施し、結果を報告、公表した。 9月～12月 平成28年度繰越明許市営住宅谷ノ上団地外部長寿命化改修等工事	B	
	5. 監査事務に係る知識の向上	・監査事務の知識の向上を図るため、各種団体が主催する研修会に参加する。	・以下の研修会に参加する。  全監事務研修会、近監研修会、府都市監査委員会事務局職員研修会、三地区共催事務研修会、府南部8市事務局職員研修会、その他研修会	・次の研修会等へ出席した。 5月 近監研修会(箕面市) 6月 府都市監査委員会(京都市) 8月 全監事務研修会(東京都) 10月 府都市監査委員会事務局職員研修会(木津川市) 11月 市町村監査委員研修会(京都市) 12月 府南部8市事務局職員研修会(長岡京市) 1月 複式簿記研修(大阪市)	B	

平成29年度 監査委員事務局  
組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)	E 目標の達成評価	F 目標の達成度	G 今後の取り組み
組織の基本方針又は使命	今年度取り組む事項	どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	重点目標項目を実現するため行う活動や手段	目標の達成状況や成果の評価(できるだけ定量的に記入)	※目標の達成度の区分(「B重点目標項目」単位での評価)	目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
【公平委員会事務局】 職員からの公平審査等に適切に対応する。	1. 公平審査等の適正かつ迅速な対応	・職員から次の公平審査等が提出された場合、適正かつ迅速に対応する。 ①地方公務員法第49条の2第1項に基づく不利益処分に対する審査請求 ②同法第46条に基づく勤務条件に関する措置要求 ③同法第8条第2項第3号に基づく苦情相談	・それぞれの関係法令等に基づき、公平委員会を開催し、審査等を行い、判定する。	・公平審査等に係る事前相談が1件あり、対応した。	B	
	2. 退職管理の適正確保への対応	・地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者から依頼等を受けた場合の届出の受付を行う。	・関係法令等に基づき、任命権者が行う調査を終了まで監視する。	・再就職者から依頼等を受けた場合の届出はなかったが、届出があった場合に対応するため届出様式等を備えている。	B	
	3. 公平委員会事務に関する知識の向上	・公平委員会事務の知識の向上を図るため、各種団体が主催する研修会に参加する。	・以下の研修会に参加する。 全公連本部研究会、全公連近畿支部特別研究会、全公連近畿支部事務研究会、京都府公連事務研究会	・次の研究会等へ出席した。 5月 全公連近畿支部特別研究会(奈良市)、府公連事務研究会(舞鶴市) 7月 全公連本部研究会(東京都)、全公連近畿支部事務研究会(奈良市)	A	

平成29年度 監査委員事務局  
組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)	E 目標の達成評価	F 目標の達成度	G 今後の取り組み
組織の基本方針又は使命	今年度取り組む事項	どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	重点目標項目を実現するため行う活動や手段	目標の達成状況や成果の評価(できるだけ定量的に記入)	※目標の達成度の区分(「B重点目標項目」単位での評価)	目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
【固定資産評価審査委員会事務局】 固定資産評価審査申出に適切に対応する。	1. 不服申出審査の適正かつ迅速な対応	・地方税法第432条第1項に基づく審査申出が提出された場合、適正かつ迅速に対応する。	・固定資産評価審査委員会を開催し、反論書、弁明書の書面審理等、必要に応じた手続きを行い、審査の結果を決定する。	・第1回固定資産評価審査委員会で、平成29年度の審査申出期限を平成29年8月8日と決定したが、審査申出はなかった。  ・第2回固定資産評価審査委員会で、平成30年度固定資産評価替えの概要について説明を受け、次年度に審査申出があった場合に備えている。	B	
	2. 固定資産評価審査事務に関する知識の向上	・不服申出に適正かつ迅速に対応するため、固定資産評価審査委員会事務局に関する研修会に参加する。	・固定資産評価審査委員会運営研修会に参加する。	・次の研修会へ出席した。 9月 固定資産評価審査委員会運営研修会(神戸市)	A	